

# 介護と人生

仕事・子育てと  
どう両立させる？

⑧

日本エルターライフ協会 代表理事  
ケアライフアドバイザー

柴本美佐代

申請をするときに「介護保険の利用手続きや入所等の準備をすること、休業して介護しながら仕事を続けるための環境を整えること」をきちんと伝えましょう。

まだまだ日本の企業には

介護休業制度を使うためには取得の2週間前までに会社への申請が必要ですが、勤め先に対してはどのタイミングで介護についての相談をすれば良いでしょうか？

現状ではほとんどの企業に介護に詳しい担当者がいませんから、時には必要以上に勤務に対して不安を抱

く雇用主もいます。

そのため、介護の相談をした途端に閑職に回されたり、責任ある役職を任せられないと思われるしまったりすることもあります。「残業や出張が少なくて介護と両立しやすいから」という理由で、それまでの業務から外され、全く違う部署に配属されたという話も少なくありません。

特に管理職の方や、出張が多い仕事など介護しながら仕事をするのが難しいと考えられる方は、介護が始まった時点で真っ先に職場に相談するのはお勧めできません。

有給休暇が使えるなら、まずそれを使って親族との話し合いを行い、介護の方針を決めましょう。その上で必要ならば、介護休業の

## 介護休業法(下)

仕事を続けるための休業であることをしっかりと伝える



## 勤め先への相談の時期はいつ？

に詳しい相談者の設置が求められるでしょう。そして休業中は同僚や上司に負担がかかりますから、職場への配慮を十分に行うことで休業後の復帰がしやすくなります。

介護者の権利として介護休業制度を利用するだけでなく、職場の人間関係を保つための気遣いも介護と仕事の両立のためには必要だと考えましょう。